

【ニュースレター】 研究統括センター Vol.16

---本メールは NMS アカウントをお持ちのスタッフに配信しております---

---

★★★研究統括センター 研究管理部門 ニュースレター★★★

★☆☆ Vol.16 2025年06月20日 ☆☆☆

---

こんにちは。

研究統括センターからニュースレターを配信します。

今回は研究管理部門についてご紹介します。

研究管理部門では、次の事項に関する業務を行っております。

- (1) 本法人の研究活動に伴うリスクマネジメントに関すること。
- (2) 基礎研究契約の締結に関すること。
- (3) 研究成果有体物の取扱いに関すること。
- (4) 本法人の研究及び研究費の不正防止に関すること。
- (5) その他本法人の研究管理に関すること。

このうち (3) 研究成果有体物の取扱いについて、4月下旬から研究成果有体物管理に関する新システムが開設されましたので、本法人での研究成果有体物の取扱いについてご紹介します。

本法人では、平成30年3月1日に「学校法人日本医科大学研究成果有体物取扱規程」を制定し、研究等の成果として得られる研究成果有体物の取扱いに関して必要な事項を定めています。

<参考> 「学校法人日本医科大学研究成果有体物取扱規程」

<https://tlo.nms.ac.jp/wp-content/uploads/2023/06/material.pdf>

規程では、「研究成果有体物」を次のとおり定義し、研究者等が本法人の資金（本法人における職務に関する外部導入資金を含む。）、施設、設備その他の資産及び人員を用いて作製した研究成果有体物は、本法人に帰属することを定めています。

「研究成果有体物」とは（規程第1条（3））-----

研究者等が、研究の結果又はその過程において 創作、抽出又は取得した材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、蛋白質等の生体成分等をいう。）、試作品、実験装置等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するものをいい、研究成果有体物が増殖（増幅）・繁殖・複製可能なものである場合には、当該研究成果有体物を 増殖（増幅）・

繁殖・複製したのも研究成果有体物とみなす。ただし、著作物（研究論文等）を除く。

-----  
また、研究成果有体物を適切にまた効率的に管理把握するためのツールとして、Web システムを導入し、当該システムの利用を推進しています。

研究成果有体物管理システム

<https://nfm-m.com/>

システムを利用することにより、研究成果有体物の由来や、外部機関との研究成果有体物の授受の契約（Material Transfer Agreement：MTA）の記録、生物多様性条約への対応や第三者との権利関係を一元的に確認することが可能となります。

また、今後は海外への提供の際のチェック機能や遺伝子組み換え生物等の授受の際の遺伝子組換え生物等の移動のための申請書や管理事務のオンラインチェック機能の追加も予定されています。

研究成果有体物を取扱う際には、システムの活用や各種手続きを確認のうえ、適正な管理へのご協力をよろしくお願いいたします。

<研究統括センター>

研究成果有体物について

<https://csri.nms.ac.jp/cooperation/mta/#link1>

○ 問い合わせ先

研究成果有体物について、不明な点がある場合には、次のメールにお問い合わせください。

日本医科大学：

E-mail：material@ (@のあとを nms.ac.jp にしてお送りください。)

日本獣医生命科学大学：

E-mail：material2@ (@のあとを nms.ac.jp にしてお送りください。)

☆-----

発行：研究統括センター

発行日：2025年6月20日

お問合せ：03-3868-9172

ホームページ：<https://csri.nms.ac.jp/>

☆-----